

第 2 回 研 究 会 提 出 資 料

1. 社会福祉協議会の現状（厚生労働省社会・援護局地域福祉課） ··· P 1
2. 社会福祉協議会の組織と活動（全国社会福祉協議会地域福祉部） ··· P 16

社会福祉協議会の現状

厚生労働省社会・援護局
地 域 福 祉 課

社会福祉協議会の位置づけ

- 社会福祉協議会は、住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉施設や関係団体など社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと福祉のまちづくりを目指したさまざまな活動を行っている民間団体。
- 市区町村、都道府県を単位に1つに限り設置（市町村社会福祉協議会は同一都道府県内の2以上の市町村での広域設置可）。
- 全国の市町村、都道府県・指定都市及び中央の各段階に組織され、中央と都道府県段階では全て社会福祉法人格を取得している。1983年には社会福祉事業法に市町村社会福祉協議会が規定されたことにより、市町村段階の法人化がすすみ、現在ではほぼ100%に近い法人化率。
- 2000年の社会福祉法改正において、より住民に身近で、地域福祉推進の担い手である市町村社会福祉協議会を社会福祉協議会の基礎単位と位置づけるとともに、社会福祉協議会の目的が「地域福祉の推進」にあることを法律上明記した。

活動の沿革

昭和24年、GHQによる「社会福祉に関する協議会の設置」の指示、参議院厚生委員会による勧告で、「中央一都道府県一市町村にわたって一貫し、しかも社会事業の各分野を包括するような、新しい理念にもとづく合理的な社会事業振興連絡機関の創設が不可欠」との指摘があり、これらを受け、戦後の混乱とGHQの公私分離の原則により活動が弱体化していた日本社会事業協会(明治41年設立の中央慈善協会が前身。社会事業団体・施設経営者が主たる会員)と日本民生委員連盟、軍人援護会を母体とする同胞援護会が統合し、昭和26年1月中央社会福祉協議会(現:全国社会福祉協議会)が結成された。

<草創期>

昭和24年、GHQが「社会福祉に関する協議会の設置」指示。昭和26年、中央社会福祉協議会(現在の全国社会福祉協議会)及び都道府県社会福祉協議会設立。その後順次、市町村社会福祉協議会設立

<要援護者中心の対応期>(昭和20年代～30年代半ば)

戦災孤児や引揚者への援護活動、民生委員との協働での低所得者支援、子供会などの児童健全育成、共同募金運動を推進

<地域組織化推進期>(昭和30年代後半～昭和40年代半ば)

地域ニーズの把握、障害者支援事業等の組織化、地域住民団体等の組織化による問題解決活動を推進

<住民参加推進期>(昭和40年代後半～昭和50年代後半)

各地でのボランティアセンターの設置、住民参加による食事サービス等の先駆的な在宅福祉サービスを推進

<事業型社協推進期>(昭和60年代～現在)

福祉関係八法改正、「国民の福祉への参加指針」等により、住民の参加を得ながら社会福祉事業等の取り組みを総合的に推進

(出典:中央社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会資料 平成10年3月5日)